

ゼロトレランス・自己管理能力育成基準

2023年3月改訂 生徒会承認

レベル1

身だしなみ

共通

- ①通学は黒のローファーを履く
- ②規定のセーター・ベストを適正サイズで着用する(ブレザーよりセーター・ベストの裾や袖を長くしない)
- ③カッターの第1ボタンを留め、ネクタイ・リボンは第1ボタンの隠れる位置で着用
- ④ボタンダウンのボタンはきちんと留める
- ⑤冬季は規定コート又は紺色のピーコートの着用を可とする
- ⑥下着は襟元、袖口からのぞかない華美でない無地のものを着用する。夏服の時は制服から透けない薄い色(白・肌色など)の無地を着用する。ハイネックや体操服は不可とする
- ⑦帽子は特別な場合を除きかぶらない
- ⑧通学時には、所定の手提げ型バック又は所定のリュックを必ず使用する。所定のバックに荷物が入りきらない場合は、手提げ状のものを許可する(市販のリュックは不可、PCケースも同様)。部単位で所定のバック(各部学校ロゴ入り)を用意している場合は、それでも可とする
- ⑨鞆のアクセサリーは1つのみとし、定期券サイズまでとする
- ⑩染色、脱色はいかなる時も絶対に禁止する
- ⑪エクステンション、特殊カット、パーマを禁止する
- ⑫ピアス(クリアピアス含む)はしない
ピアスの穴を開けることも禁止する
- ⑬タトゥーは禁ずる
- ⑭眉ぞりをしない
- ⑮首や手首のアクセサリー
(ネックレス・リング・ミサンガ・スポーツ関係等も含む)

女子

- ①化粧をしない(マニキュア・つけ爪・色の付くリップを含む)
- ②アイプチ、まつげパーマ・マツエク(アイラッシュ)は禁止
- ③カラーコンタクトは装着しない
- ④カチューシャ、飾りヘアピンはしない
- ⑤髪を結ぶ時は黒・紺・茶系の華美でないゴムとし、シュシュ等の飾り物は使用しない。
また結ぶ位置は後頭部とし、頭頂部では結ばない。(お団子状は1つまで)
- ⑥カールは禁止とする
- ⑦女子の短髪は男子に準ずる
- ⑧夏ブラウスの第1ボタンを留める

- ⑨スカート丈は膝の中心(お皿の中心)とし、膝が隠れる長さまで。(体の成長や変化に伴い丈が短くなったりウエストサイズが合わなくなったりした時は、裾直しやサイズ直し等を指示する場合がある)。ベルト等で締めて調整はしない
- ⑩スカートは折り曲げてはかない。改造した場合新たに買い直す
- ⑪ソックスは学校規定(ロングサイズとレギュラーサイズ(かかとから18cm高))のものとし、又はこれに準じた色・形(ワンポイントまで)とする
- ⑫寒いときは肌色ストッキング及び肌色タイツの着用を可とする。清秀高等部は制服デザイン上黒色も可とする

男子

- ①頭髮のツーブロックについては、
①-1カットの上限は眉毛を基準とし、そこから水平のラインで耳の所まで、それより後頭部にかけては不可とする。
①-2短い部分のカットは5ミリ以上とする
①-3長い部分は頭頂よりより真下に降ろし耳に掛からない程度とする
- ②サイドやスソ部分を刈り上げるフェードカットは5ミリ以上とする。スキンフェードは禁止する
- ③前髪は目に掛からないようにする
- ④モヒカン様のカットは禁止
- ⑤丸刈りの長さは任意とする
- ⑥髪の色は襟に掛かる程度までとし、長髪は禁止とする
- ⑦整髪料は禁止
- ⑧ひげは剃る
- ⑨ズボンに学校規定のベルトを着用し、腰の位置ではくこと。改造した場合新たに買い直す
- ⑩ソックスは学校規定のもの、又は白、黒、紺、グレーの無地(ワンポイントまで)としくるぶしが隠れる長さとする

学校内

- ①授業に集中し学習責任を果たす
- ②授業中等は携帯電話の電源を切り鞆等に保管をする。使用や鳴動等違反をした時は指導連絡票による指導となる。また3回で保護者召還の上校長訓戒となる。生徒指導規則第9条にかかっていることを遵守すること
- ③無許可で保健室・ほっとルームへ行かない
- ④校内ではマフラーは使用しない
また膝掛けは持ち込まない(座布団は可)
寒い時には肌色のストッキング着用を可とする
- ⑤ガムは持ち込まない
- ⑥化粧品は持ち込まない
- ⑦マンガ類・ゲーム類(トランプ等含む)は持ち込まない

校内での行動・態度

- ①教職員の指示に従う
- ②教職員の指導や注意に素直に従う
- ③来客の方等には立ち止まって挨拶をする
- ④職員室の出入りのマナー(敬語や言葉遣い・身だしなみ)を守る
- ⑤時間を守り、遅刻の場合は入室許可証に記入し指示を仰ぐ(教室に入る際は後部ドアより一礼して静かに入室する)
- ⑥ゴミは分別して捨てる
- ⑦飲み歩き食べ歩きをしない
- ⑧無断で校外へは出ない

公共交通機関等のマナー

- ①飲食はしない
(車内・駅・バスステーションまでの道中含む)
- ②決められた通学路を通る
- ③車両内では高齢者・弱者に席を譲る
- ④座席の占有はしない
- ⑤フロアに座らない
- ⑥リュックは足下に降ろす等バックの置き場に留意する
- ⑦大声で話をしない
- ⑧降りる人を優先し、駆け込み・割り込み乗車をしない
- ⑨交通規則を守る
※自転車は軽車両です、交通規則を遵守すること。生徒指導規則第7条に書かれている事を遵守すること

ゼロトレランスについて

トレランス(tolerance)とは、寛大さ、寛容さという意味であり、教育指導上、教師が生徒に接するための重要な指導概念です。ゼロトレランス(zero tolerance)とは、この寛容さをなくして、「だめなものはだめ」というように、生徒規律指導を厳格に行おうとするものです。

規範意識を醸成し自己管理能力を育成する

私たちは日常相当細かい法律や規則の中で生活しています。しかしほとんど意識して生活していません。これらの規則があってこそ、安心・安全で快適な生活が守られています。

学校でも同じで、それがどんなに細かくても厳しくても、大多数の生徒は何の苦痛も感じません。規則が真の自由を守り、学校の規律を保つためには必要であることは当たり前のことです。

そう規則の中で「してはならないこと」「しなければならないこと」をしっかりと見極め、様々な場面で、自分を自分自身でコントロールできる自己管理能力を育てなければならないのです。

レベル 2

レベル1の違反が数度繰り返される

レベル 3

保護者召喚の上、特別指導となる行為

- ①レベル2の指導に反省・改善がない
- ②怠学
- ③考査時の不正行為及び点数改ざん
- ④迷惑行為

レベル4～レベル5

保護者召喚の上、特別指導または退学となる行為

- ①喫煙・飲酒 ※疑似(電子)タバコ・ノンアルコール飲料含む(疑似(電子)タバコやノンアルコール飲料は、喫煙・飲酒への誘引、あるいは電子タバコの薬物リキッドへの誘引となるため)
- ②喫煙具(タバコ・ライター・電子タバコ)の所持
- ③電車・バスの不正乗車
- ④18未満及び高校生禁止の場所への出入り
- ⑤危険物所持(刃物・ライター)
- ⑥賭け事
- ⑦無断外泊
- ⑧家出
- ⑨深夜に徘徊
- ⑩けんか
- ⑪運転免許の無断取得・バイク購入・運転
(バイク購入の場合廃車を命ずる)
- ⑫無免許運転
- ⑬暴走行為
- ⑭窃盗及び万引き
- ⑮暴力
- ⑯恐喝
- ⑰いじめ
- ⑱公共物への落書き
- ⑲インターネット又はSNSを利用した不適切な書き込みや投稿(誹謗中傷・画像・他人や学校の名誉を傷つけるもの等)
- ⑳盗撮・ストーカー・つきまとい
- ㉑教師に対する暴言や反抗
- ㉒校舎その他の故意による破損・公共物破損(弁償)
- ㉓自傷行為
- ㉔シンナー・薬物
- ㉕不純異性交遊
- ㉖異性との外泊や異性宅への外泊
- ㉗その他触法行為

※レベル指導を受けた場合、1年間はそのレベルが適用される。1年未満の間に、さらに問題行動を起こした場合、協議のうえ、次のレベルになる場合もある。(24条-7参照)

この基準は、学校内・外を問わず、本校に在籍する全生徒に公平に適用されるものです。学期中・休み中に関係なく効力があるものとし、各自の責任で守りましょう。